

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

VI 権利闘争

1 スト権奪還闘争

新しい闘争方法の模索

七八年六月一九日の公共企業体等基本問題会議が「現時点では争議権を認めることは適当でない」とする意見書を出したこと、そして、同意見書の提起した三公社五現業の経営形態変更の問題は残されているものの、右意見書によって、一貫してスト権否認の態度をとりつづける政府の前に、労働側は大きな困難に直面し、新たな闘争方法の模索を迫られることとなった。

総評は、七九年七月二四日からの第五九回定期大会で、「〃立法構想〃をあらゆる場で討議し、意思統一をおこない、横に広げてゆく」ことともに、「全面一律スト禁止法制の撤廃を要求し、そのうえで、国民生活との対応で『必要最小限制約』を原則とする『立法構想』を国民の前に提示し、国民の支持の環を広げてゆく」との方針を決定した。「必要最小限制約」を受忍した立法闘争と国民の理解の獲得への運動方向が出されているわけだが、スト権スト当時の力によるスト権回復を主軸とした運動基調からのこのような変化は、七月一七日からの定期大会にむけて出されたつぎのような国労の七九年度運動方針にも示されている。

【国労七九年度方針】

政治の右翼化・反動化、ネオ・ファシズムの台頭の危険、保守補完勢力の動向などからみれば、スト権奪還闘争は長期の闘いとなる可能性がある。このため「スト権」を理解する国内世論を強めるとともに、公労協・公務員共闘と連合した共闘組織を総評の中につくり、総評は現在の「スト権委員会」を発展的に改組し、専門分野の人とカネを準備する。公労協はその指導のもとで闘う。このため、スト権奪還のための「立法要求」の定着化と公務員労働者のスト権も公労協労働者と並列化した要求に統一する。とくに「立法要求」を国民各層にひろげるとともに、「世界人権規約」批准のさいの「要望決議」の実現をせまる運動をひろげる。

さらに、国際的な運動も根本的に洗い直し、ILOだけの闘いではなく、国際労働組合組織や国際産業別労働組合からの支援連帯行動が起こるようにする。このため、それぞれの産別組織との国際連帯活動を強める。

ここにあらわれたスト権闘争の長期化とその展望について、一〇月二三日の公労協の第一回共闘委員会では八〇年代において決着をはかるとの方針が立てられているが、ともかくも国民一般のスト権についての理解の獲得などの地道な教宣活動の必要性が認識されるにいたっている。

各関係団体の立法構想

こうして、各団体においてこの運動の軸となる立法構想の検討・提起が相ついでなされた。九月二八日、公務員共闘は第一五回共闘委員会で、その権利対策委員会でまとめたつぎのような「立

法構想の要綱(骨子)」を示した。

- (1) 争議行為の全面一律禁止規定の排除
- (2) 労働協約締結権を含む団交権の確立。
- (3) 原則として民間なみ(労組法・労調法の適用)を要求する。
- (4) 職務の性質等によっては、スト権の行使にあたって一定の制約を課することはありうる。

このうちとくに(4)は、一昨年からあらわれ、すでに定着化している「条件つきスト権付与論」で、具体的にいかなる譲歩をなすかが注目される点である。

また、総評は七九年一二月一日、骨子つぎのような「スト権立法構想」要綱を発表した。

- (1) 公労法・公務員法を改正し、スト禁止規定を撤廃する。
- (2) ストに伴う国民生活上の不利益との調整は緊急調整制度を含んだ労調法を準用する。
- (3) 公務員の団結権、団体交渉権の確立と公務員ストに対する刑事罰の排除。

この案は、総評として「条件つきスト権付与」の具体化に大きくふみ出したものであるが、総評内のスト権対策委員会で、スト規制措置を緩和させる方向へ歯止めを設けるべきだなどの議論も出され、細部については今後内部で検討をつづけることとなった。

一方、社会党はこのような組合側の動きに対応して、野党間で調整のうえ、国会の場にスト権回復問題を提起し、立法化措置をはかるべく、一二月二四日、総評案を土台としながら独自の「スト権立法構想」の要綱案をまとめ、総評スト権対策委員会に提示した。内容はつぎのようである。

【社会党・スト権立法構想の要綱(案)】

一、憲法に保障された労働基本権を回復し健全な労働運動の発展と近代的な労使関係の確立のため法改正を行う。

一、三公社五現業のストが国民生活に重大な影響を及ぼす場合、一定の制限(必要最小限度)を認め、法制化する。

一、その制限はストに至るまでの民主的な手続きと緊急調整制度を骨格として立案する。

一、(公企体当局などの)当事者能力の拡大を図るが、国会の審議機能は承認する。

一、以上の点から法体系としては(1)労働組合法、労働関係調整法に基礎を置く。(2)公共企業体等労働関係法は公共企業体の特殊性をいかす立場とする。(3)公労法を充実して存置し、関係法規整備など所要の改正をする。

一、地方公営企業はこれらに準じ、国家公務員、地方公務員関係は引き続き審議し、団結権、団体交渉権の付与、不当労働行為、民事刑事罰条項の撤廃規定の整備を基本に検討する。

社会党はこれと並行して民社党と協議に入り、この結果、条件つき付与をめざす「労働基本権確立のための基本要綱案(第一次メモ)」について両党間で合意が成立した。主な内容は、(1)三公社五現業職員のストが国民生活に重大な影響を及ぼす場合の一定の制限(必要最小限)の法制化、(2)(1)の制限はストに至るまでの民主的な手続きと緊急調整制度を骨格として立案する、などである。

これにたいし、公労協(権利弾圧対策委員会)は一月一日、緊急調整制度発動の具体的歯止め案をつけたスト権立法要求の大綱をまとめた。その歯止めは、(1)発動の要件を「国民の身体、生命を危うくする場合や致命的障害を生じるおそれのある場合」とする、(2)発動には労働委員会の同意(全委員の三分の二以上の賛成)を要することとする、の二点である。

総評はこの公労協案、さきの公務員共闘会議の考え方などを検討して基本方針を固めて社会党と協議に入ることとし、他方、もともと「条件付き付与論」をとる同盟は民社党と協議、もしこの四者

の協議が整えば、国会においてその立法化が日程に上りうる状況が大きくなりだされた。

こうした情勢のもと八〇年一月一八日、総評(スト権対策委員会)はつぎのような「立法要求大綱」を決定し、これを二月の臨時大会で承認の上、世論もり上げ運動に入ることとした。

【総評・スト権立法要求大綱】

(1)ストライキを禁止している公労法第17条、18条、地公労法第11条、12条、国公法第98条、地公法第37条、および刑事罰の適用を定めた条項を削除。

(2)ストについては現行労調法の適用を受ける準用規定を置く。

(3)公労委の公益委員の選任は、労使双方の同意を必要とするように改める。

(4)国家公務員、地方公務員の団交権は、公労法、地公労法と同一の効力を持つものに改め、全面回復をはかる。

(5)同じく団結権は、規定を全面的に改正し、労組法上の団結権を保障させる。

(6)政治活動を禁止した国公法第一〇二条一項、地公法第36条を削除、懲戒処分については、七七年五月の総評、公労協、公務員共闘の政府要求に従い改正させる。

(7)消防、警察、海上保安庁等の職員については、団結権を認めるのは国際的常識でもあり、協約締結権を含む団交権保障の法整備をすべきこと。

そして三月一三日から一五日にかけ総評、公労協、公務員共闘は「生きる権利・労働基本権確立・スト権奪還・八〇国民春闘勝利全国総行動」を展開した。全国からの東京へむけてのバスパレード(二〇〇〇人)、首部圏労働者三万人の中央集会、駅頭ビラまき、対政府交渉、政党要請行動とさらに日教組判決(八〇・三・一四、後述)にたいする抗議をあわせた総括集会などをくり広げた。

闘争の国際連帯化への動き

スト権の奪還闘争を国際舞台で展開する行動は、ILO闘争を中心にすでにパターン化されてきたが、本年度の動きとして、労働側の国際的連帯強化への新しい試みがはじめられたことが注目される。一つはPTTI(国際郵便電信電話労組連盟)が主催した「官公労働者の権利に関する太平洋労組会議」であり、もう一つは総評主催による「労働基本権に関する国際円卓会議」である。

前者は、最近におけるアメリカ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドなど太平洋沿岸の先進工業国に共通にみられる労働者の権利抑圧的傾向を背景として労働基本権擁護のための国際連帯強化のために、八〇年三月一七、一八の両日、石井全通委員長を議長として、東京・帝国ホテルで開かれた。PTTI本部書記長ほか各国労組関係代表、わが国では国労など公労協代表、自治労など公務員組合代表が参加した。二日間にわたる各国の労働基本権侵害の実情とそれぞれの国におけるたたかいが報告され、国際連帯強化の確認をしたうえ、要旨つぎのような決議を採択した。

【太平洋労組会議の決議】

官公部門におけるすべての労働者が完全な労働組合の権利を保持するべきであり、政府は(1)権利制限法規を撤廃すること(2)組合との自由な団体交渉を促進すること(3)通常の組合活動を対象とする民法ならびに刑法上の免責を与えること(4)組合員であることや組合活動を理由とする雇用上の一切の差別から保護することを要求する。

先進工業国でおこなわれている官公部門の労働基本法に対する攻撃の激化を遺憾とするとともに、通常の組合活動に参加した故をもって活動家への刑事罰もしくは行政処分を課すことに全面的な反対を表明する。

一方の「労働基本権に関する国際円卓会議」は、総評のはじめての試みで、三月一五日、東京で開かれた。外国代表としては四労働団体一三人、日本側からは総評、公労協、公務員共闘の代表

一九人が参加。わが国代表からは日本の実情の説明、それにたいし外国代表からは日本政府にたいする批判がなされた。そして最後に、(1)日本のたたかいを全面的に支持する、(2)労働者は労働基本権をもつ、(3)楨枝有罪判決に断固反対する、などのコミュニケが発表された。

東京地裁・楨枝判決

労働側の動きは以上のものであったが、これにたいし、八〇年三月一四日、七四年の春闘ゼネストで日教組がおこなった「四・一一統一スト」を企画、指導したとして地方公務員法違反(争議あおり罪)で起訴された日教組委員長楨枝氏他一名にたいし東京地裁は有罪の判決を下した。判決は、七三年四月二五日の最高裁判決(全農林警職法等三事件)以来の最高裁の「あおり行為」処罰規定は合憲とする流れをくむものであるが、被告人が労働側の代表的存在である人物にかかわるものとして大規模な弁護団を組み、また捜査当局の「労働運動史上類をみない」大規模な摘発によって労働側を憤激させていた事件であっただけに、労働側にとっては深刻な判決であった。

この判決にたいし、総評、日教組、都教組、弁護団は「憲法を無視した最高裁判所に迎合し、政府の刑事裁判復活の政策に加担した政治的判決であって、憲法擁護の司法の任務を完全に放棄したものである」との声明を発表。折から日比谷公会堂で開かれていたスト権奪還のための中央集會に報告するとともに、一四日昼、総評富塚事務局長、公労協、公務員共闘代表は国会内で藤波労働大臣と会い(1)官公労働者のスト権一律全面禁止を定めた公労法、国家公務員法などの法律の改正、(2)ILO未批准条約の即時批准、などを要求した。しかしながら、これにたいし労働大臣は、「現状ではスト権は認められない」とする七八年六月一九日の公共企業体等基本問題會議の意見書をふまえ、「スト権問題についてはすでに決着がついている」との態度をくずさなかった。

スト処分の再燃

七九春闘における公労協関係のストにたいしては、林野庁(七月一三日)、専売公社(七月二〇日)、郵政省(八月一日)とあいついでスト処分がおこなわれた。一方、この間、国鉄に関しては、(1)組合側は国鉄再建に協力すること、(2)違法なストをおこなわないことを条件として、処分は凍結することとされていた。しかしその処分凍結もわずかの期間でしかなかった。

八〇春闘において、国労・動労をはじめとして公労協各組合はストを実行、そこで国鉄は右の第二の条件が破られたとして八〇年五月三十一日、七九、八〇両春闘ストについて処分凍結を解除し解雇処分はなかったものの、停職三〇四人、減給一四九一人、戒告五三九九人、訓告三万〇八六九人、嚴重注意六万〇一九二人、計九万八二五五人の処分をおこなった。この国鉄の処分にたいして公労協は、同日、「選挙を前にした不当な政治的報復であり、嚴重に抗議する」との抗議声明を出し、動労千葉労組は六月二日減速闘争を実施した(なお公労協各組合別処分の内訳は、本年鑑第二部IV参照)。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

****年**月**日公開開始

